

草津市公報

発行日 令和 7 年 1 1 月 1 日
(毎月 1・15 日発行)
発行番号 第 1 9 号
発行所 草 津 市 役 所
草津市草津三丁目 13 番 30 号
電話番号(代)077-563-1234

◇◇◇ 目 次 ◇◇◇

◎ 告 示

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律および生活保護法の規定に基づく医療支援給付のための医療担当機関の指定について（生活支援課）	1
生活保護法第 4 9 条の規定に基づく医療扶助のための医療担当機関の指定について（生活支援課）	1
草津市個人木造住宅への耐震シェルター等の普及事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱（建築政策課）	1
草津市保育士等処遇改善費補助金交付要綱の一部を改正する要綱（幼児施設課）	6
草津市保育所等食材料費価格高騰対策支援補助金交付要綱（幼児施設課）	20
草津市議会定例会の招集について（総務課）	23
公示送達について（税務課）	23

◎ 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	24
草津市有財産売却処分一般競争入札公告（総務課）	24

告 示

草津市告示第 281 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によることとされる生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定に基づき、医療支援給付のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第 55 条の 3 第 1 号の規定により告示する。

令和 7 年 10 月 2 日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
訪問看護かえで	滋賀県草津市追分 南 1 丁目 8 - 3 4	令和 7 年 5 月 1 日

（令和 7 年 10 月 2 日揭示済み）

草津市告示第 282 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第 55 条の 3 第 1 号の規定により告示する。

令和 7 年 10 月 2 日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
訪問看護かえで	滋賀県草津市追分 南 1 丁目 8 - 3 4	令和 7 年 5 月 1 日

（令和 7 年 10 月 2 日揭示済み）

草津市告示第 283 号

草津市個人木造住宅への耐震シェルター等の普及事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定

する。

令和 7 年 1 0 月 2 日

草津市長 橋 川 渉

草津市個人木造住宅への耐震シェルター等の普及事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱
草津市個人木造住宅への耐震シェルター等の普及事業費補助金交付要綱（平成 2 2 年草津市告示第 2 3 9 号）の
一部を次の表のように改正する。

（下線部分または破線で囲んだ部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条 《現行どおり》 （定義） 第 2 条 《現行どおり》 （1）耐震診断とは、<u>建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 1 8 年国土交通省告示第 1 8 4 号）に基づき国土交通大臣に認められた方法である一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める工法、国土交通大臣が認定した工法、一般財団法人日本建築防災協会の住宅等防災技術評価制度にて評価を受けた工法、一般財団法人日本建築センターの建設技術審査証明事業にて審査証明を受けた工法または愛知建築地震災害軽減システム研究協議会の木造住宅耐震改修工法評価制度にて評価を受けた工法を適用し、「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」または「精密診断法」に基づいて、建築士法（昭和 2 5 年法律第 2 0 2 号）第 2 条に規定する建築士が実施する耐震診断をいう。</u> （2）構造評点とは、<u>前号に掲げる工法を適用し、「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」による上部構造評点および「精密診断法」に基づく上部構造耐力の評点をいう。</u> （補助対象者） 第 3 条 《現行どおり》 （1）～（4）《現行どおり》 <u>（5）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。</u> （補助対象となる個人木造住宅） 第 4 条 補助対象となる個人木造住宅は、昭和 5 6	第 1 条 《省略》 （定義） 第 2 条 《省略》 （1）耐震診断とは、<u>建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 1 2 3 号）第 8 条第 3 項第 1 号に規定する国土交通大臣が定める基準に基づいて、建築士法（昭和 2 5 年法律第 2 0 2 号）第 2 条に規定する建築士が実施する耐震診断をいう。</u> （2）構造評点とは、<u>財団法人日本建築防災協会（昭和 4 8 年 1 月 5 日に財団法人日本建築防災協会という名称で設立された法人をいう。）による「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」に定める一般診断法に基づく上部構造評点および精密診断法（時刻歴応答計算による方法を除く。）</u>に基づく上部構造耐力の評点をいう。 （補助対象者） 第 3 条 《省略》 （1）～（4）《省略》 《改正後に新設》 （補助対象となる個人木造住宅） 第 4 条 補助対象となる個人木造住宅は、昭和 5 6

改正後	改正前
年（1981年）5月31日以前に着工され、完成しているもので、耐震診断により構造評点<u>1.0</u>未満と診断されたもの（<u>草津市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱</u>（平成16年草津市告示第191号）に基づく補助金の交付を受けたものを除く。）とする。 第5条～第6条 《現行どおり》 （補助金交付申請） 第7条 《現行どおり》 (1) <u>耐震シェルター等を設置する住宅の耐震診断結果に関する書類で当該住宅の構造評点が分かるもの</u> (2) 《現行どおり》 (3) 耐震シェルター等の強度についての<u>評価機関</u>（<u>一般財団法人日本建築総合試験所</u>、<u>一般財団法人日本建築防災協会</u>等）が作成する書類または実大構造実験結果に関する書類もしくは構造計算に関する書類 (4) 《現行どおり》 第8条～第9条 《現行どおり》 別記様式第1号（第7条関係） （別添1－1のとおり） 別記様式第2号（第8条関係） （別添2－1のとおり） 別記様式第3号（第9条関係） （別添3－1のとおり）	年（1981年）5月31日以前に着工され、完成しているもので、耐震診断により構造評点<u>0.7</u>未満と診断されたもの（<u>草津市木造住宅耐震・バリアフリー改修等事業補助金交付要綱</u>（平成16年草津市告示第191号）に基づく補助金の交付を受けたものを除く。）とする。 第5条～第6条 《省略》 （補助金交付申請） 第7条 《省略》 (1) <u>耐震診断結果報告書の写し</u> (2) 《省略》 (3) 耐震シェルター等の強度についての<u>公的機関</u>（<u>財団法人日本建築総合試験所</u>、<u>財団法人日本建築防災協会</u>等）が作成する書類または実大構造実験結果に関する書類もしくは構造計算に関する書類 (4) 《省略》 第8条～第9条 《省略》 別記様式第1号（第7条関係） （別添1－2のとおり） 別記様式第2号（第8条関係） （別添2－2のとおり） 別記様式第3号（第9条関係） （別添3－2のとおり）

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年10月2日から施行する。

(様式に関する経過措置)

2 この要綱の施行の際現にある改正前の草津市個人木造住宅への耐震シェルター等の普及事業費補助金交付要綱の様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

別添 1－1
別記
様式第1号(第7条関係)

個人木造住宅への耐震シェルター等の普及事業費補助金交付申請書

年 月 日

草津市長 ㊦

申請者 住 所
氏 名 印
生年月日
連絡先

年度において個人木造住宅への耐震シェルター等の普及事業について、個人木造住宅への耐震シェルター等の普及事業費補助金 円を交付されるよう、草津市個人木造住宅への耐震シェルター等の普及事業費補助金交付要綱第7条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

また、同要綱第3条に定める補助対象者および第4条の定める補助対象となる個人木造住宅であることを確認するために、草津市が住民基本台帳、市税納税状況、他事業補助金申請償還状況、建築確認申請、**暴力団員であるか否か**等について**照会・調査**を行うことに同意します。

記

1 住宅の所在地	
2 建築年	
3 診断評点	
4 補助対象経費	
5 補助事業の完了予定日	年 月 日
6 関係書類	(1) 耐震シェルター等を設置する住宅の耐震診断結果に関する書類で当該住宅の構造評点が分かるもの (2) 見積書等の写し (3) 耐震シェルター等の強度についての 評価機関(一般財団法人日本建築総合試験所、一般財団法人日本建築防災協会等) が作成する書類または実大構造実験結果に関する書類もしくは構造計算に関する書類 (4) 補助対象となる個人木造住宅の所有者の設置承諾書(個人木造住宅の所有者と居住者が異なる場合に限り。)

注 用紙の大きさは、**日本産業規格**A列4番とする。

別添 1－2
別記
様式第1号(第7条関係)

個人木造住宅への耐震シェルター等の普及事業費補助金交付申請書

年 月 日

草津市長 ㊦

申請者 住所
氏名 印

年度において個人木造住宅への耐震シェルター等の普及事業について、個人木造住宅への耐震シェルター等の普及事業費補助金 円を交付されるよう、草津市個人木造住宅への耐震シェルター等の普及事業費補助金交付要綱第7条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

また、同要綱第3条に定める補助対象者および第4条の定める補助対象となる個人木造住宅であることを確認するために、草津市が住民基本台帳、市税納税状況、他事業補助金申請償還状況、建築確認申請等について**照会**を行うことに同意します。

記

1 住宅の所在地	
2 建築年	
3 診断評点	
4 補助対象経費	
5 補助事業の完了予定日	年 月 日
6 関係書類	(1) 耐震診断結果報告書の写し (2) 見積書等の写し (3) 耐震シェルター等の強度についての 公的機関(財団法人日本建築総合試験所、財団法人日本建築防災協会等) が作成する書類または実大構造実験結果に関する書類もしくは構造計算に関する書類 (4) 補助対象となる個人木造住宅の所有者の設置承諾書(個人木造住宅の所有者と居住者が異なる場合に限り。)

注 用紙の大きさは、**日本工業規格**A列4番とする。

別添 2－1
様式第2号(第8条関係)

個人木造住宅への耐震シェルター等の普及事業実績報告書

年 月 日

草津市長 ㊦

申請者 住所
氏名 印

年 月 日付け 第 号で個人木造住宅への耐震シェルター等の普及事業費補助金の交付の決定の通知があった個人木造住宅への耐震シェルター等の普及事業について、草津市個人木造住宅への耐震シェルター等の普及事業費補助金交付要綱第8条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

- 補助事業の完了日 年 月 日
- 関係書類
 - 領収書等の写し
 - 写真(耐震シェルター等の設置の施工前、施工中および完了後のもの)

注 用紙の大きさは、**日本産業規格**A列4番とする。

別添 2－2
様式第2号(第8条関係)

個人木造住宅への耐震シェルター等の普及事業実績報告書

年 月 日

草津市長 ㊦

申請者 住所
氏名 印

年 月 日付け 第 号で個人木造住宅への耐震シェルター等の普及事業費補助金の交付の決定の通知があった個人木造住宅への耐震シェルター等の普及事業について、草津市個人木造住宅への耐震シェルター等の普及事業費補助金交付要綱第8条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

- 補助事業の完了日 年 月 日
- 関係書類
 - 領収書等の写し
 - 写真(耐震シェルター等の設置の施工前、施工中および完了後のもの)

注 用紙の大きさは、**日本工業規格**A列4番とする。

別添 3－1
様式第3号(第9条関係)

年 月 日

草津市長 宛

請求者 住所
氏 名 印
電話番号

個人木造住宅への耐震シェルター等の普及事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定の通知があった個人木造住宅への耐震シェルター等の普及事業費補助金を上記のとおり交付されるよう、草津市個人木造住宅への耐震シェルター等の普及事業費補助金交付要綱第9条の規定により請求します。

配

金 円

<振込先>

金融機関名 支店
預金種目 (普通 ・ 当座)
口座番号
フリガナ
口座名義

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別添 3－2
様式第3号(第9条関係)

個人木造住宅への耐震シェルター等の普及事業費補助金交付請求書

金 円

年 月 日付け 第 号で額の確定の通知があった個人木造住宅への耐震シェルター等の普及事業費補助金を上記のとおり交付されるよう、草津市個人木造住宅への耐震シェルター等の普及事業費補助金交付要綱第9条の規定により請求します。

年 月 日

草津市長 様

請求者 住所
氏名 印

下配の口座に振り込んでください。

金融機関名 本・支店名
預金種別 口座番号
フリガナ
口座名義

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(令和 7 年 1 0 月 2 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 2 8 5 号

草津市保育士等処遇改善費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 7 年 1 0 月 3 日

草津市長 橋 川 渉

草津市保育士等処遇改善費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市保育士等処遇改善費補助金交付要綱（平成 2 9 年草津市告示第 1 8 5 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条～第 3 条 《現行どおり》 （補助金の額等） 第 4 条 《現行どおり》 2 補助金の上限額は、次の計算式により得た額とする。 （当該年度における 1 0 月初日時点の利用<u>こども</u>数（広域利用<u>こども</u>数を含む。以下同じ。）） ×（当該年度における 1 0 月時点の<u>処遇改善等加算（区分 1 及び区分 2）</u>の単価の合計額）×（賃金改善要件分に係る加算率（2. 5 %）× 1 0 0）× 1 2 月（年度途中に開園した場合は、開園日の属する月から翌年の 3 月までの月数。1 0 月までに開園した場合に限る。） 備考 1 保育所から認定こども園に移行した場合において、開園初年度における 1 0 月初日時点の利用<u>こども</u>数は、保育認定<u>こども</u>の数とする。 2 <u>処遇改善等加算（区分 1 及び区分 2）</u>および賃金改善要件に係る加算率とは、施設型給付費等に係る処遇改善等加算について（<u>令和 7 年 4 月 1 日こ成保第 2 9 6 号こども家庭庁成育局長、7 文科初第 2 5 0 号文部科学省初等中等教育局長通知</u>。以下「国通知」という。）に規定するものをいう。 3 <u>処遇改善等加算（区分 1 及び区分 2）</u>のうち、加算および調整部分については、前年度 3 月時点の加算および調整内容による。 4 保育所から認定こども園に移行した場合において、開園初年度における<u>処遇改善等加算（区分 1 及び区分 2）</u>の取扱いについては、保育所にかかる<u>処遇改善等加算（区分 1 及び区分 2）</u>の単価によるものとし、加算および調整部分については、前年度 3 月時点の加算	第 1 条～第 3 条 《省略》 （補助金の額等） 第 4 条 《省略》 2 補助金の上限額は、次の計算式により得た額とする。 （当該年度における 1 0 月初日時点の利用<u>子ども</u>数（広域利用<u>子ども</u>数を含む。以下同じ。）） ×（当該年度における 1 0 月時点の<u>処遇改善等加算 I</u>の単価の合計額）×（賃金改善要件分に係る加算率（2. 5 %）× 1 0 0）× 1 2 月（年度途中に開園した場合は、開園日の属する月から翌年の 3 月までの月数。1 0 月までに開園した場合に限る。） 備考 1 保育所から認定こども園に移行した場合において、開園初年度における 1 0 月初日時点の利用<u>子ども</u>数は、保育認定<u>子ども</u>の数とする。 2 <u>処遇改善等加算 I</u>および賃金改善要件に係る加算率とは、施設型給付費等に係る処遇改善等加算について（<u>令和 5 年 6 月 7 日こ成保第 3 9 号こども家庭庁成育局長、5 文科初第 5 9 1 号文部科学省初等中等教育局長通知</u>。以下「国通知」という。）に規定するものをいう。 3 <u>処遇改善等加算 I</u>のうち、加算および調整部分については、前年度 3 月時点の加算および調整内容による。 4 保育所から認定こども園に移行した場合において、開園初年度における<u>処遇改善等加算 I</u>の取扱いについては、保育所にかかる<u>処遇改善等加算 I</u>の単価によるものとし、加算および調整部分については、前年度 3 月時点の加算および調整内容による。

改正後	改正前
および調整内容による。 3～4 《現行どおり》 5 保育所等は、職種や職位に応じ、原則、第2項の額を職員の基本給の額で按分し、職員に配分することとする。ただし、経験年数が<u>処遇改善等加算（区分1及び区分2）</u>の加算率の算定に用いる職員一人あたりの経験年数の2分の1に満たない職員であって、かつ公定価格における国通知に規定する<u>処遇改善等加算（区分3）</u>（4万円相当）に該当しないもの（管理職を除く。）に対する配分については、基本給の額により按分した配分額よりも多く配分するよう配慮するものとする。 6～7 《現行どおり》 第5条～第8条 《現行どおり》 別記様式第1号（第5条第1号関係） （別添1－1のとおり） 別記様式第1号－2（第5条第1号関係） （別添2－1のとおり） 別記様式第1号－3（第5条第1号関係） （別添3－1のとおり） 別記様式第1号－4（第5条第1号関係） （別添4－1のとおり） 別記様式第2号～別記様式第5号 《現行どおり》	3～4 《省略》 5 保育所等は、職種や職位に応じ、原則、第2項の額を職員の基本給の額で按分し、職員に配分することとする。ただし、経験年数が<u>処遇改善等加算Ⅰ</u>の加算率の算定に用いる職員一人あたりの経験年数の2分の1に満たない職員であって、かつ公定価格における国通知に規定する<u>処遇改善等加算Ⅱ</u>（4万円相当）に該当しないもの（管理職を除く。）に対する配分については、基本給の額により按分した配分額よりも多く配分するよう配慮するものとする。 6～7 《省略》 第5条～第8条 《省略》 別記様式第1号（第5条第1号関係） （別添1－2のとおり） 別記様式第1号－2（第5条第1号関係） （別添2－2のとおり） 別記様式第1号－3（第5条第1号関係） （別添3－2のとおり） 別記様式第1号－4（第5条第1号関係） （別添4－2のとおり） 別記様式第2号～別記様式第5号 《省略》

付 則

この要綱は、令和7年10月3日から施行し、令和7年度の事業から適用する。

別添 1－1

別記

様式第 1 号（第 5 条第 1 号関係）

【保育所】

草津市保育士等処遇改善費補助金所要額調書

施設名			
利用定員		開設月数	
加算率（％）	2.5		

(1) 利用 子ども 数(広域利用 子ども 数を含む)

※申請年度の中間期である10月初日時点の児童数を基準とする。

認定区分	年齢区分	保育必要量区分	1 0 月
2号	4歳以上児	標準時間認定	
		短時間認定	
2号	3歳児	標準時間認定	
		短時間認定	
3号	1、2歳児	標準時間認定	
		短時間認定	
3号	乳児	標準時間認定	
		短時間認定	
利用 <u>こども</u> 数合計			

(2) 処遇改善等加算単価

※申請年度の 1 0 月時点の単価を適用

認定区分	年齢区分	処遇改善等加算単価	
		保育標準時間認定	保育短時間認定
2号	4歳以上児		
2号	3歳児		
3号	1、2歳児		
3号	乳児		

(3) 処遇改善等加算単価（各種加算項目付随部分）

※申請年度の 1 0 月時点の加算項目における単価を適用

※前年度 3 月時点の加算認定項目を適用

	処遇改善等 加算単価				
3歳児配置改善加算					
4歳以上児配置改善加算		単価	÷	利用 <u>子ども</u> 数	
休日保育加算					
夜間保育加算		単価	÷	加配人数	
チーム保育推進加算			×		
主任保育士専任加算			÷		
療育支援加算			÷		
事務職員雇上費加算			÷		
栄養管理加算			÷		

(4) 調整部分

※申請年度の 1 0 月時点の単価を適用

※前年度 3 月時点の加算認定項目を適用

施設長を配置していない場合	
土曜日に閉所する場合	
定員を恒常的に超過する場合	

(5) 草津市保育士等処遇改善補助金所要額

認定区分	年齢区分	保育必要量区分	A利用 <u>子ども</u> 数	B処遇改善等加 算単価合計額	C賃金改善要件分にか かる加算率 (%) × 100	D開設月数	A×B×C×D
2号	4歳以上児	標準時間認定					
		短時間認定					
2号	3歳児	標準時間認定					
		短時間認定					
3号	1、2歳児	標準時間認定					
		短時間認定					
3号	乳児	標準時間認定					
		短時間認定					

合計

所要額

円

円（千円未満切り捨て）

別添 1－2

別記

【保育所】

様式第 1 号（第 5 条第 1 号関係）

草津市保育士等処遇改善費補助金所要額調書

施設名			
利用定員		開設月数	
加算率（％）	2.5		

(1) 利用子ども数(広域利用子ども数を含む)

※申請年度の中間期である10月初日時点の児童数を基準とする。

認定区分	年齢区分	保育必要量区分	10月
2号	4歳以上児	標準時間認定	
		短時間認定	
2号	3歳児	標準時間認定	
		短時間認定	
3号	1、2歳児	標準時間認定	
		短時間認定	
3号	乳児	標準時間認定	
		短時間認定	
利用 <u>子ども</u> 数合計			

(2) 処遇改善等加算単価

※申請年度の10月時点の単価を適用

認定区分	年齢区分	処遇改善等加算単価	
		保育標準時間認定	保育短時間認定
2号	4歳以上児		
2号	3歳児		
3号	1、2歳児		
3号	乳児		

(3) 処遇改善等加算単価（各種加算項目付随部分）

※申請年度の10月時点の加算項目における単価を適用

※前年度3月時点の加算認定項目を適用

	処遇改善等 加算単価			
3歳児配置改善加算		単価	÷	利用 <u>子ども</u> 数
休日保育加算				
夜間保育加算		単価	÷	加配人数
チーム保育推進加算			×	
主任保育士専任加算			÷	
療育支援加算			÷	
事務職員雇上費加算			÷	
栄養管理加算			÷	

(4) 調整部分

※申請年度の10月時点の単価を適用

※前年度3月時点の加算認定項目を適用

施設長を配置していない場合	
土曜日に閉所する場合	
定員を恒常的に超過する場合	

(5) 草津市保育士等処遇改善補助金所要額

認定区分	年齢区分	保育必要量区分	A利用 <u>子ども</u> 数	B処遇改善等加 算単価合計額	C賃金改善要件に かかる加算率 (%) ×100	D開設月数	A×B×C×D
2号	4歳以上児	標準時間認定					
		短時間認定					
2号	3歳児	標準時間認定					
		短時間認定					
3号	1、2歳児	標準時間認定					
		短時間認定					
3号	乳児	標準時間認定					
		短時間認定					

合計 円

所要額 円（千円未満切り捨て）

別添 2－1

様式第 1 号－2（第 5 条第 1 号関係）

【保育所（分園設置）】

草津市保育士等処遇改善費補助金所要額調書

施設名			
利用定員		本園利用定員	
		分園利用定員	
加算率（％）	2.5	開設月数	

(1) 利用 **子ども数** (広域利用 **子ども数** を含む)
※申請年度の中間期である10月初日時点の児童数を基準とする。

①本園

認定区分	年齢区分	保育必要量区分	1 0 月
2号	4歳以上児	標準時間認定	
		短時間認定	
2号	3歳児	標準時間認定	
		短時間認定	
3号	1、2歳児	標準時間認定	
		短時間認定	
3号	乳児	標準時間認定	
		短時間認定	
利用 こども数 合計			

②分園

認定区分	年齢区分	保育必要量区分	1 0 月
2号	4歳以上児	標準時間認定	
		短時間認定	
2号	3歳児	標準時間認定	
		短時間認定	
3号	1、2歳児	標準時間認定	
		短時間認定	
3号	乳児	標準時間認定	
		短時間認定	
		利用 こども 数合計	
本園＋分園		利用 こども 数合計	

(4) 調整部分

※申請年度の 1 0 月時点の単価を適用
※前年度 3 月時点の加算認定項目を適用

施設長を配置していない場合(本園)	
施設長を配置していない場合(分園)	
土曜日に閉所する場合	
定員を恒常的に超過する場合	

(5) 草津市保育士等処遇改善補助金所要額

①本園

認定区分	年齢区分	保育必要量区分	A利用 <u>子ども</u> 数	B処遇改善等加 算単価合計額	C賃金改善要件に かかる加算率 (%) ×100	D開設月数	A×B×C×D
2号	4歳以上児	標準時間認定					
		短時間認定					
2号	3歳児	標準時間認定					
		短時間認定					
3号	1、2歳児	標準時間認定					
		短時間認定					
3号	乳児	標準時間認定					
		短時間認定					
合計							

円

②分園

認定区分	年齢区分	保育必要量区分	A利用 <u>子ども</u> 数	B処遇改善等加算単価合計額	C賃金改善要件にか かかる加算率 (%) ×100	D開設月数	A×B×C×D
2号	4歳以上児	標準時間認定					
		短時間認定					
2号	3歳児	標準時間認定					
		短時間認定					
3号	1、2歳児	標準時間認定					
		短時間認定					
3号	乳児	標準時間認定					
		短時間認定					
合計							円

③本園+分園
所要額 円 (千円未満切り捨て)

別添 2 - 2

様式第 1 号-2 (第 5 条第 1 号関係)

【保育所 (分園設置)】

草津市保育士等処遇改善費補助金所要額調書

施設名			
利用定員		本園利用定員	
		分園利用定員	
加算率 (%)	2.5	開設月数	

(1) 利用子ども数(広域利用子ども数を含む)
※申請年度の中間期である10月初日時点の児童数を基準とする。

①本園

認定区分	年齢区分	保育必要量区分	10月
2号	4歳以上児	標準時間認定	
		短時間認定	
2号	3歳児	標準時間認定	
		短時間認定	
3号	1、2歳児	標準時間認定	
		短時間認定	
3号	乳児	標準時間認定	
		短時間認定	
利用子ども数合計			

②分園

認定区分	年齢区分	保育必要量区分	10月
2号	4歳以上児	標準時間認定	
		短時間認定	
2号	3歳児	標準時間認定	
		短時間認定	
3号	1、2歳児	標準時間認定	
		短時間認定	
3号	乳児	標準時間認定	
		短時間認定	
		利用子ども数合計	
本園＋分園		利用子ども数合計	

(4) 調整部分

※申請年度の10月時点の単価を適用
※前年度3月時点の加算認定項目を適用

施設長を配置していない場合(本園)	
施設長を配置していない場合(分園)	
土曜日に閉所する場合	
定員を恒常的に超過する場合	

(5) 草津市保育士等処遇改善費補助金所要額

①本園

認定区分	年齢区分	保育必要量区分	A利用 子ども数	B処遇改善等加 算単価合計額	C賃金改善要件に かかる加算率 (%) × 100	D開設月数	A×B×C×D
2号	4歳以上児	標準時間認定					
		短時間認定					
2号	3歳児	標準時間認定					
		短時間認定					
3号	1、2歳児	標準時間認定					
		短時間認定					
3号	乳児	標準時間認定					
		短時間認定					
合計							円

②分園

認定区分	年齢区分	保育必要量区分	A利用 子ども数	B処遇改善等加 算単価合計額	C賃金改善要件に かかる加算率 (%) × 100	D開設月数	A×B×C×D
2号	4歳以上児	標準時間認定					
		短時間認定					
2号	3歳児	標準時間認定					
		短時間認定					
3号	1、2歳児	標準時間認定					
		短時間認定					
3号	乳児	標準時間認定					
		短時間認定					
合計							円

③本園+分園

所要額

円 (千円未満切り捨て)

(2) 処遇改善等加算単価
※申請年度の10月時点の単価を適用

①本園

認定区分	年齢区分	処遇改善等加算単価	
		保育標準時間認定	保育短時間認定
2号	4歳以上児		
2号	3歳児		
3号	1、2歳児		
3号	乳児		

②分園

認定区分	年齢区分	処遇改善等加算単価	
		保育標準時間認定	保育短時間認定
2号	4歳以上児		
2号	3歳児		
3号	1、2歳児		
3号	乳児		

(3) 処遇改善等加算単価 (各種加算項目付随部分)
※申請年度の10月時点の加算項目における単価を適用
※前年度3月時点の加算認定項目を適用

	処遇改善等 加算単価		単価	利用 <u>子ども</u> 数
3歳児配置改善加算		=		÷
休日保育加算		=		÷
夜間保育加算		=		÷
チーム保育推進加算		=		×
主任保育士専任加算		=		÷
療育支援加算		=		÷
事務職員雇上費加算		=		÷
栄養管理加算		=		÷